

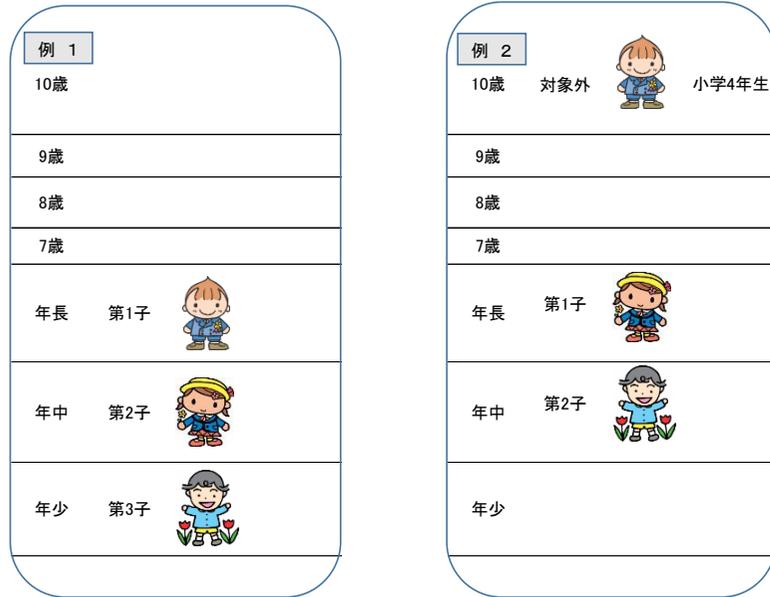
平成28年度幼稚園就園奨励費の制度変更について

平成28年度から多子世帯やひとり親世帯等の負担を軽減するため、幼稚園就園奨励費の①多子計算の算定対象を広げ、②軽減額を拡大しました。

① 多子世帯の保護者負担軽減について

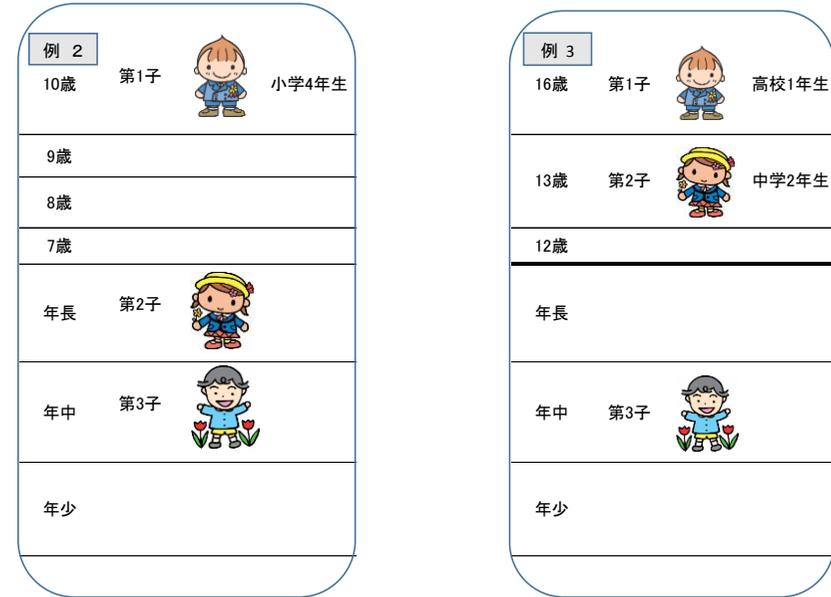
年収約360万円未満(市町村民税の所得割額が77,100円以下)の世帯について、現行制度で小学校3年生以下とされている多子世帯の保育料計算に係る年齢制限が撤廃されました。

(現行)



(改正)

年収約360万円未満の世帯 —年齢制限撤廃—



年収約360万円以上の世帯 —現行のとおり—

② ひとり親世帯等の保護者負担軽減について

ひとり親世帯等の保護者負担軽減の特例措置が創設され、年収約360万円未満(市町村民税の所得割額が77,100円以下)のひとり親世帯等への保育料等の負担が軽減されました。

(現行)

負担軽減額(年額)		
例1 市町村民税非課税世帯	第1子 272,000円	第2子 290,000円
例2 市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	第1子 115,200円	第2子 211,000円

(改正)

負担軽減額(年額)		
例1 市町村民税非課税世帯	第1子 308,000円 (36,000円引上げ)	第2子 308,000円 (18,000円引上げ)
例2 市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	第1子 217,000円 (101,800円引上げ)	第2子 308,000円 (97,000円引上げ)